

行政減量・効率化有識者会議（第57回）議事概要

1. 日時

平成20年10月8日（水）14:00～16:00

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

甘利明行政改革担当大臣、谷本龍哉内閣府副大臣、宇野治内閣府大臣政務官

〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、樫谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基、森貞述の各委員

〔専門委員〕

柿本寿明、梶川融の各専門委員

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長
ほか

〔財務省〕

道盛大志郎大臣官房審議官（理財局担当）ほか

〔国土交通省〕

上総周平土地・水資源局水資源部長、宮本敏久大臣官房審議官（土地・水資源局担当）ほか

〔内閣府〕

堀田繁大臣官房審議官ほか

4. 主な議題

- 「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて
 - (1) 国立印刷局・造幣局
 - (2) 水資源機構
 - (3) 国民生活センター
- 20年8月末時点フォローアップ調査の結果概要について
 - (1) 21年度概算要求について
 - (2) 個別法人について講ずべき措置
 - (3) 横断的事項

5. 議事の経過

（開会）

冒頭、座長より、前回（9月17日）の会議の後、同日、茂木前行政改革担当大臣、朝倉座長代理とともに、雇用・能力開発機構の存廃についての方針を、総理へ報告を行い、総理から、「この線で進めて欲しい。」との発言があった旨、報告があった。

（「独立行政法人整理合理化計画」のフォローアップについて）

各主務省から説明の後、委員等より以下の意見が出された。

〔国立印刷局・造幣局（財務省）〕

- ・内部留保された剰余金については、人員削減にも対応できるように、効率化・合理化投資に、適切に活用していただきたい。
- ・保有資産は国民の資産であり、その財産価値を高めることが大切。有効利用と処分価額の最大化を目指して努力していただきたい。
- ・2分の1を内部留保する利益剰余金処分のルールに関しては、今のところは問題ないが、引当金の手当ができた段階などに改めて見直していただきたい。
- ・過去の売却収入約240億円は、独立行政法人通則法改正案成立しないと国庫納付されない。政府においては法案成立に向けて努力していただきたい。

〔水資源機構（国土交通省）〕

- ・機構が保有する積立金987億円は調達と運用の金利差により発生することだが、ここまで積みあがるまで放置されていたことが問題。また、機構が積み上がった積立金を自己の事業のために自由に使えるということも、財政統制の観点も含めて疑問である。
- ・金利差から生じる積立金を金利変動に備える資金として保有するのは合理的と言えるが、これを研究等の事業の資金に充てる仕組みとするのは不適切。また、機構の事業内容からすると、金利変動準備金の比率を財政投融资特会のように貸付残高の5%とするのは多すぎる。
- ・金利変動準備金の水準については、負債と資産のマチュリティーラダーを検討してシミュレーションを行えば、妥当な水準が算出できるはず。まず、その分析を示すべき。
- ・積立金の事業への使用に関して、19年12月の行革推進本部決定で決められたと説明しているが、行革本部決定は所要額の精査を前提としており、前期中期計画で30億円を使用した事業に、その10倍（341億円）もの資金を投入してよいなどとは言っていない。
- ・積立金の使途に関し、国交省の説明では、ダム建設資金、退職引当金、研究事業といった項目が列挙されているが、会計上、積立金の減につながらないものが同列に論じられており、理解できない。
- ・積立金は利益剰余金であり、出資者である国に帰属させるべきもの。債務者の立場にある利水者に還元するものではない。また、機構の事業は国から補助金を受けて実施されていることを考えても、剰余金を国庫に戻すのは当然ではないか。
- ・金利変動準備金の算定根拠、積立金の使途等について、追加説明資料を事務局に提出していただきたい。場合によっては、再ヒアリングも必要である。

〔国民生活センター（内閣府）〕

- ・消費者行政では地方の役割が大きいが、相談分野は専門的であり、地方において人的資源をどのように手当てをするかが課題。P I O-N E Tによる情

報共有や地方への専門家の巡回訪問など地方に対するサポートを機動的に実施していただきたい。

- ・本年 6 月に P I O－N E T の関係省庁等への接続が完成したとのことだが、遅きに失している。消費者関連情報の共有など、普段から縦割行政の弊害がないようにするべき。

(20 年 8 月末時点フォローアップ調査の結果概要について)

事務局より、概要以下のとおり報告があった。

- ・21 年度の概算要求については、20 年度当初予算と比べ 10% の増加、特に研究開発独法や消費者行政一元化の関係が伸びている。また、整理合理化計画における廃止・縮小等の指摘を踏まえた要求が行われている。
- ・整理合理化計画における各独法への指摘事項については、総数 737 項目について、達成済みが約 260 項目 (35%)、他のものも達成見込みであり、措置困難との回答はなかった。
- ・横断的事項についても、例えば、随契の見直しは 19 年度中に基準を国並みに揃えることとされ、現に 3 月末で 100% 達成済みなど、全体を通じて各法人とも適切に措置を講じてきていると言える。

(閉会)

〈文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）〉

※ 今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai57/shiryuu.html>